

サービス管理責任者等実践研修のご案内

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修は、令和元年度に、研修制度が見直され、分野別の研修が統合されるとともに、新たにサービス管理責任者等としての従事要件の1つである「実践研修」が創設されました。

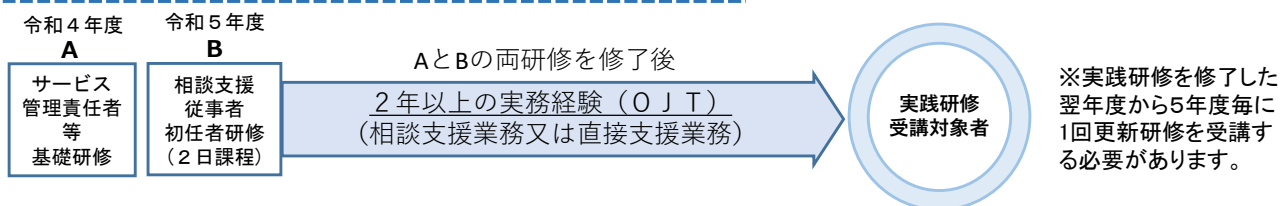
令和元年度以降のサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修の修了者は、サービス管理責任者等として従事するためには実践研修の受講が必要です。

■令和7年度の受講対象者について

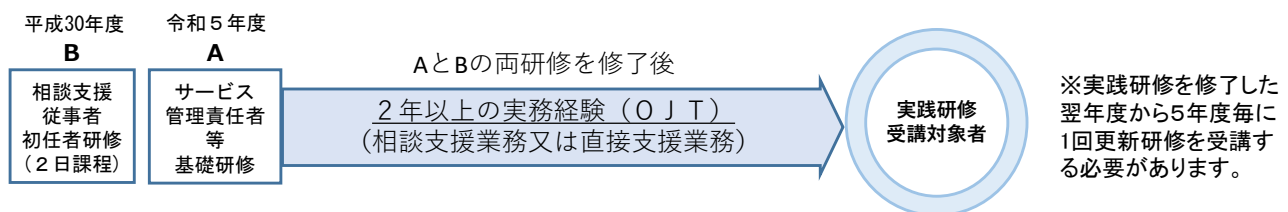
下記(1)～(3)のいずれかに該当する方が研修対象者となります。

(1) サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程（もしくは5日及び7日課程）修了日以降、実践研修の受講開始日前5年間に2年以上、相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がある方

例1：令和元年度以降にAとB両方の研修を修了



例2：平成31年3月31日までにBの研修を修了し、令和元年度以降にAの研修を修了



(2) 以下の【要件1～3】を全て満たし、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程（もしくは5日及び7日課程）修了日以降、実践研修の受講開始日前5年間に6ヶ月以上、相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がある方

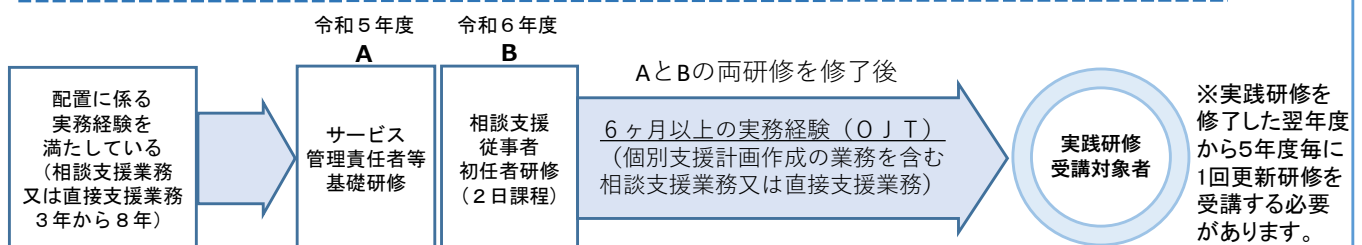
【要件1】サービス管理責任者等基礎研修の受講開始時に、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

【要件2】障がい福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。

【要件3】要件2の業務に従事することについて、指定担当部局に届出を行う。

※届出の様式は各指定担当部局でご確認ください。なお、届出書の審査には2～3週間程度かかりますので、早めに提出をお願いいたします。

例1：令和元年度以降にAとB両方の研修を修了（上記【要件1～3】を満たしている方）



例2：平成31年3月31日までにBの研修を修了し、令和元年度以降にAの研修を修了（上記【要件1～3】を満たしている方）

